

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 質問等内容一覧

1 条 趣旨

意見	
内容	第1条の趣旨説明には、性的少数者（マイノリティ）や性の多様性という用語がないことから、性的マイノリティの人権尊重が読み取れません。パートナーシップ制度の一義的な目的は、同性カップルの権利保障であり、同性カップルの（自分らしく生きようとするために生じてしまう）の不便や困難を改善することです。また、自治体としてこの制度導入にむけて、多様な性を認めあう社会を実現に向けて市の取り組み姿勢やメッセージを込めた文章にすべきだと思います。 さらに、同性に限らない、子どもも含めるというものが、ファミリーシップ制度で、「誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるようなまちの実現」（明石市）をめざすのだと思います。 地域を「みんな」と読ませるのであれば、その特異性から「」をつけるか、男女共同参画プランの理念の一言をつけるか、迷います。
回答	いただいたご意見を参考に要綱（案2）を作成しました。

2 条 定義

意見・質問	
内容	用語の定義ですが、生きづらさを感じている人への優しさを持って、同じ生活者としての平易な言葉を用いて書くのが良いかと思われます。行政手続きの文言についてはこの限りではありませんが。 「生活共同体の構築」という意味の中には必ずしも同居している必要はないということですか。
回答	「生活共同体の構築」という言葉に要件との齟齬が生じる可能性があると考え、ご意見を参考に要綱（案2）を作成しました。

3 条 宣誓及び申告の要件

意見	
内容	「ファミリーシップの子ども」の要件で「生計同一に限る」の要件の記載がありません。長久手、扶桑、半田、犬山などは記載されています。
回答	子を始めとした近親者等が未成年の場合については、生計同一を要件に含めるとし、要綱（案2）を作成しました。

4 条 宣誓の方法

質問	
内容	宣誓書の提出について、指定する“場所”と記載があります。岩倉市としては、宣誓は対面のみの対応ということでしょうか。オンライン宣誓や、郵送等での書類提出は行いませんか。
回答	宣誓という誓う行為であることから、対面で意思を確認することが重要と考え、対面での宣誓を想定しています。 現時点でオンライン宣誓を行う予定はありませんが、今後環境が整った場合に、その必要に応じて要綱改正し対応することも想定できます。

5 条 本人確認

意見	
内容	第5条の本人確認については、第4条と第6条のどちらにも共通した内容だと思いますが、第4条と第6条の間に入っています。第4条の前か、第6条の後か、どちらかにした方が良いような気がします。
回答	いただいたご意見を参考に要綱（案2）において条文を第5条から第6条に変更しました。

1 1 条 宣誓事項の変更

質問	
内容	必要に応じて変更後の受理証明書等を交付する旨については、記載しませんか。
回答	いただいたご意見を参考に要綱（案2）を作成しました。

1 3 条 受理証明書等の返還

質問	
内容	この制度は、パートナーシップ関係解消が円満にいかない場合（法律婚の場合の離婚手続き）の解消手続きについて、規定はないですか。あくまでもパートナーシップ関係を宣誓、登録したことを証明するだけで、パートナーシップ関係であることの証明するものではないということですか。
回答	パートナーシップが解消された場合は、第13条の受理証明書等の返還の手続きが必要になります。当制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を受理したことを証明する制度になり、返還の手続きがなされない以上、パートナーシップの関係が継続しているものとみなします。 返還届には、パートナーシップ解消の場合、両者の署名を求める欄を設けたいと思います。

その他

質問	
内容	行政サービスの“一部”とありますが、具体的にどういったサービスが受けられるのでしょうか。以前配布された資料の内容通りですか。 婚姻関係にある男女が受けられるサービスでも、事実婚の男女もしくは同性カップルであると受けることができないというのは、なぜでしょうか。
回答	岩倉市の活用可能な行政サービスは、令和6年度第1回岩倉市男女共同参画推進委員会でお示しした「愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な本市の行政サービス一覧（案）」となる予定です。しかし、当制度利用者が活用可能な行政サービスについては、各課が都度検討し、必要に応じて一覧に追加していくよう毎年呼びかけを行っていきます。 行政サービスの提供が一部になることについては、当制度は法的効力のない制度になるため、法律で定められた制度については行政サービスの提供ができない場合があります。

質問	
内容	要綱の内容も重要ですが、ホームページ上にどのように記載されるのかが大変気になります。例えば、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の場合、要綱には細かく書かれていないような内容も、ホームページ上でかなり細かく丁寧に記載・説明がされています。岩倉市のホームページにもしっかり記載されるのでしょうか。 宣誓方法の一連の流れや、宣誓するにあたってこういった配慮をして頂けるのか等、詳しく書かれている方が安心かと思います。
回答	利用者が分かりやすいよう、他自治体のホームページを参考にしながら丁寧な案内を掲載するようにいたします。